

# 函館競輪場 e スマート倶楽部利用規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規約は、e スマート倶楽部会員規約（以下「会員規約」といいます。）に基づく事項その他 e スマート倶楽部の運営に必要な事項を定めることを目的とします。

### (定義)

第2条 この規約において、「当社」、「電子マネー」、「チャージ」、「スマートポイント」、「提携ポイント」とは、それぞれ会員規約第2条（定義）に規定する当社、電子マネー、チャージ、スマートポイント、提携ポイントをいいます。

2 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによります。

- (1) 会場 函館競輪場及びサテライト松風をいいます。
- (2) e スマート端末機 電子マネーで車券を購入することができる端末機をいいます。
- (3) e スマート窓口 チャージ又は電子マネー残額を払い戻すことができる受付窓口をいいます。
- (4) 貸出カード 会員規約第6条（入会）の規定に沿って入会された会員が、会員カードを忘れた場合に貸し出す会員カードをいいます。

### (規約の変更)

第3条 会員規約第4条（規約の変更）の規定は、この規約について準用します。

## 第2章 会員

### (会員資格の条件)

第4条 会員規約第5条（会員資格の条件）第2項の規定のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、e スマート倶楽部に入会することはできません。

- (1) 競輪に関する政府職員又は競輪施行者の職員
- (2) 財団法人 JKA の役職員又は競輪の選手
- (3) 会場において入場料の徴収、車券の発売、払戻金及び返還金の交付、競輪場内の整理、警備その他の競輪の事務に従う者

### (会員資格の有効期間の満了日)

第5条 会員資格の有効期間が満了する日は、2021年3月31日とします。

## 第3章 会員の権利及び義務

### (利用範囲)

第6条 会員は、会場に限り、e スマート倶楽部を利用することができます。

### (禁止事項)

第7条 会員規約第23条（禁止事項）第16号の別に定める行為は、会場における次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 私物の放置
- (2) 立入禁止場所への立ち入り

- (3) 指定場所以外の場所での喫煙
- (4) 凶器その他の危険物の持ち込み
- (5) 備品の持ち出し
- (6) 施設の汚損
- (7) 許可なく e スマート端末機又は e スマート窓口の状況を撮影し、録画し、又は録音すること
- (8) 会場の周辺地域における違法駐車行為
- (9) 会場の周辺地域におけるマークカード、予想紙その他の不要物の投棄
- (10) 前号のほか、会場の周辺地域の環境保全に支障を及ぼす行為
- (11) 前各号のいずれかの行為を援助又は助長する行為
- (12) 前各号のいずれかの行為をするおそれがある行為

## 第4章 入会金及び会費

### (入会金及び会費)

第8条 会員規約第24条（入会金及び会費）に規定する入会金及び会費は、無料とします。

### (再発行手数料)

第9条 会員規約第18条（会員カードの紛失及び盗難等）第1項に規定する手数料は、1050円とします。

## 第5章 運営

### (サービスの一時停止)

第10条 会員規約第26条（サービスの一時停止）第4号に規定する当社が別に定める場合は、競輪の中止又は順延によりサービスの提供ができなくなった場合とします。

### (車券未発売の措置)

第11条 当社は、マークカードの記入不備又は運用上もしくは技術上の理由により、会員が車券の全部又は一部を購入することができなかった場合は、現に発売した車券の購入額のみを電子マネー残額から控除します。

## 第6章 ポイントサービス

### (スマートポイントの取得)

第12条 会員は、電子マネーで車券を購入した場合は、スマートポイントを取得することができます。

2 スマートポイントの取得時期は、車券の売買契約が成立したときとします。

### (スマートポイントの交換)

第13条 スマートポイントを提携ポイントに移行することができるポイント数は、別に定めるところによります。

## 第7章 貸出カードに関する特則

### (貸出カードの貸与)

第14条 貸出カードは、会員カードを忘れた会員が当社所定の簡易な手続きを行うことにより貸与されます。

### (貸出カードの有効期間)

第15条 貸出カードの有効期間は、貸与された日に限定されます。

**(貸出カードの返却)**

第16条 貸出カードは、貸与した当日中に残高の全額を払い戻したのち当社所定の簡易な手続きを行い返却しなければなりません。

2 貸出カードの返却が、貸与した当日中に行われなかった場合はお客様へ連絡する場合があります。

**(貸出カードの制限)**

第17条 貸出カードについては、次の各号に掲げる規定は適用しません。

- (1) 会員規約第30条(スマートポイントの取得)から第36条(制限事項)まで
- (2) 第12条(スマートポイントの取得)及び第13条(スマートポイントの交換)